*対応方法欄の対応例を削除又は編集し、具体的な措置について記入してください。*

【液石則】技術基準適合表（特定高圧ガス消費者）

＜高圧ガス保安法　法律第２４条の３第１項関係＞

**消費施設の位置、構造及び設備に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 53 | １ | １ | 警戒標  【参照】例示基準１ | * 周囲から見やすいように警戒標を掲げること   ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ２ | 設備距離 | 第１種保安物件：　　　　 　 第２種保安物件：  第１種設備距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  第２種設備距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ３ | 火気取扱施設との距離  【参照】例示基準８ | * 火気を取り扱う設備との距離：　　　 ｍ　≧8ｍ   （8ｍ未満の場合には、流動防止措置等を講ずること）  ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ４ | 消費設備設置室内の滞留しない構造  【参照】例示基準11 | * 液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しない構造とすること | 添付資料  No. |
|  |  | ５ | ガス漏えい検知警報設備の設置  【参照】例示基準24  　　　　　県審査基準５ | * 消費施設には、漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報するための設備を設置すること   ※検出端部及び発報する場所、設定値等を示す | 添付資料  No. |
|  |  | ６ | 貯蔵設備等の耐圧試験、気密試験  【参照】例示基準15 | * 耐圧試験、気密試験の実施方法について書面に記載すること | 添付資料  No. |
|  |  | ７ | 消費設備に使用する材料  【参照】例示基準12 | * 適切な材料を使用すること   ※配管一覧表またはフローシート等に示す | 添付資料  No. |
|  |  | ８ | 消費設備の基礎  【参照】例示基準13 | * 消費設備の基礎は、不同沈下等により有害なひずみが生じないこと * 貯槽(貯蔵能力 100㎥又は１ｔ以上)の支柱又は底部（支柱のないもの）は、同一の基礎に緊結すること | 添付資料  No. |
|  |  | ９ | 貯蔵設備等の強度  【参照】例示基準16 | * 構造図を示すこと * 強度計算書等を示すこと（大臣認定者試験品、KHK検査品等の認定品を除く）   ※強度計算に使用した箇所（最小肉厚部）を図示する   * 例示基準又は特定則の規定に基づく強度計算ができない構造を有する高圧ガス設備の場合、強度の確認方法を示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | 10 | 負圧を防止する措置  【参照】例示基準19 | **対象：低温貯槽**   * 負圧による貯槽の破壊を防止するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 11 | 貯蔵設備等の圧力計及び安全装置の設置  【参照】製造細目告示7条  製造細目告示7条の2  例示基準17 | * 告示で定めるところによる圧力計を設置すること * 圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力に戻すことができる安全装置を設置すること * 安全弁は、規定吹出し量計算書と所要吹出量計算書を添付し、規定吹出量が所要吹出し量以上であることを示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | 12 | 静電気を除去する措置  【参照】例示基準25 | * 消費設備には、静電気を除去する措置を講ずること |  |
|  |  | 13 | 防消火設備の設置  【参照】例示基準26 | * 消費施設には、防消火設備を適切な箇所に設置すること * 操作位置は、対象設備から適切な距離を確保すること * 防火又は消火のために必要な能力及び時間（30分以上）を満足する所要水量を確保すること   保有水量（　　　　　　ℓ）　＞　所要水量（　　　　　　ℓ）   * 散水配管がある場合には、水を必要な流量で供給できることを示すこと（圧力損失等計算書等）   ※防火設備及び消火設備の種類、性能、設置箇所等を、書面又は図面等に示す | 添付資料  No. |
|  |  | 14 | バルブ等の操作に係る措置  【参照】例示基準29 | * 作業員が当該バルブ又はコックを安全かつ適切に操作できるような措置を講ずること（バルブのフローシート等に合わせた番号等の標示、バルブの開閉標示及び開閉方向の標示、配管の流れ方向の標示等を行うこと） * 保安上重要なバルブには、誤操作を防止する措置を講ずること（安全弁元弁の封印又は施錠、緊急遮断弁作動ボタンの誤操作防止   カバーの設置等）   * バルブ等の操作位置には、当該バルブ等の機能及び使用頻度に応じ、必要な足場及び照度を設けること。 | 添付資料  No. |
|  |  | 15 | 貯槽の沈下測定等  【参照】製造細目告示10条  例示基準14 | **対象：貯槽(貯蔵能力が100㎥又は１t以上)**   * 沈下状況を測定するための措置を講ずること | 添付資料  No. |

＜高圧ガス保安法　法律第２４条の３第２項関係＞

**消費の方法に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 53 | ２ | １ | 火気等の制限  【参照】例示基準８ | * 貯蔵設備等の周囲５ｍ以内では、火気の使用を禁じ、引火性または発火性の物を置かないこと   （距離がとれない場合には、流動防止措置等の方法）  ※火気使用制限範囲を敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ２ | 消費設備の点検及び異常時の措置  【参照】例示基準37 | * 異常の有無の点検を、使用開始及び使用終了時、そのほか設備様態に応じ１日1回以上行うこと * 点検時に異常が発覚したときの措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | ３  イ | 修理又は清掃の作業計画等の作成  【参照】例示基準38 | * 修理等を行うときは、作業計画及び作業の責任者を定めること * 修理等は、作業計画に従い、当該責任者の監視の下に行うこと * 作業時に異常があったときには、当該責任者に、直ちに通報するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | ３  ロ | 修理又は清掃時の措置  【参照】例示基準38 | * 修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | ３  ハ | 修理又は清掃時に設備内に進入するときの措置  【参照】例示基準38 | * 設備内に入るときは、危険を防止するための措置を施すこと | 添付資料  No. |
|  |  | ３  ニ | 修理又は清掃時に設備を開放等するときの措置  【参照】例示基準38 | * 開放して修理等をするときは、開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | ３  ホ | 修理又は清掃終了後の措置  【参照】例示基準38 | * 修理等が終了したときは，当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費を行わないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ４ | バルブに過大な力を加えない措置  【参照】例示基準39 | * バルブを操作する場合は、過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること | 添付資料  No. |